

需要・配分先情報の提供に関するガイドライン

〔 平成 24 年 7 月 17 日 〕
〔 日 本 証 券 業 協 会 〕

このガイドラインは、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「配分規則」という。）第4章に定める、引受会員による需要・配分先情報の提供に関する考え方を取りまとめたものである。

なお、ここで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによるものとする。

1. 需要・配分先情報に係る顧客の範囲

主幹事会員は、配分規則第7条第1項第1号イからハまでに掲げる者のうち、次に該当する者については、同条第2項の規定により同条第1項第1号に定める需要・配分先情報に係る顧客として定めるものとする。

(1) 配分規則第7条第1項第1号イに掲げる銀行

すべての銀行。ただし、次に掲げる有価証券以外の株券等の募集又は売出しにあつては、金融庁がそのホームページ中「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)において公表している「銀行免許一覧」の中で「都市銀行」又は「信託銀行」の業態としている銀行。

イ 不動産投資信託証券（「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第2条第1号ホに規定する不動産投資信託証券をいう。）

ロ インフラファンド（引受規則第2条第1号ヘに規定するインフラファンドをいう。）

ハ 外国インフラファンド信託受益証券（引受規則第2条第1号リに規定する外国インフラファンド信託受益証券をいう。）

(2) 配分規則第7条第1項第1号ロに掲げる投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び同号ハに掲げる投資法人

次の①ないし③のいずれかに該当する者

① 募集又は売出しにおいて、積極的又は継続的な需要の申告又は取得若しくは買付けの申込みを行っている者

② 今後、募集又は売出しにおける積極的又は継続的な需要の申告又は取得若しくは買付けの申込みを行うことが見込まれる者

③ 相当程度の運用財産を有していることが見込まれる者

2. 本協会への需要・配分先情報に係る顧客の届出の様式

配分規則第7条第2項の規定により代表主幹事会員が定めた顧客を本協会に届け出る

場合の様式は、別紙 1 に定めるところによる。

3. 銀行に係る共同主幹事会員及び他の引受会員への通知及び本協会への届出の要領

1. (1)により配分規則第 7 条第 1 項の顧客として定めた銀行を、同条第 2 項の規定により代表主幹事会員が共同主幹事会員及び他の引受会員に通知する場合並びに本協会に届け出る場合、当該銀行を 1. (1)の「銀行免許一覧」の業態ごとに包括し、当該業態の名称を記すことで足りる。

この場合、当該業態の名称が、いつ現在の「銀行免許一覧」に掲載されているものかを明記するものとする。

なお、この場合、代表主幹事会員が明記した日付現在の「銀行免許一覧」に掲載されている当該業態に該当する銀行につき、配分規則第 5 条の規定により共同主幹事会員及び他の引受会員が代表主幹事会員に需要・配分先情報を提供するとき並びに同規則第 6 条の規定により代表主幹事会員が需要・配分先情報を発行者等に提供するときの当該需要・配分先情報は、当該銀行の需要・配分先情報であることに留意するものとする。

4. 発行者等に提供した配分先情報及び代表主幹事会員における配分数量上位 30 名に該当する顧客の配分先情報の報告（本協会が求めた場合）

代表主幹事会員は、配分規則第 7 条第 2 項の規定による本協会への届出のほか、同規則第 15 条の規定に基づき、その前おおむね 3 か月の間に行われた募集又は売出しのうち本協会が求めるものにおいて、配分規則第 6 条の規定により当該代表主幹事会員が発行者等に提供した配分先情報（配分規則第 5 条第 2 項第 3 号に規定する情報をいう。以下同じ。）及び当該代表主幹事会員が配分を行った株券等の数量の多い順に 30 名までに該当する顧客（個人を除く。）の配分先情報を、それぞれ、本協会に報告するものとする。この場合の報告の様式は、別紙 1 に定めるところに準じ、本協会が定めるところによるものとする。

5. 需要・配分先情報の適切な管理に係る発行者等による確約

代表主幹事会員が配分規則第 8 条の規定により発行者等から取り付ける、需要・配分先情報の適切な管理に係る確約の内容は、別紙 2 に定める様式を参考に、それぞれの事案における実状等に合わせたものとすることが考えられる。

付 則

このガイドラインは、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

（注） 「本協会が別に定める日」は平成 24 年 10 月 1 日。

付 則 (平 31. 3. 13)

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

付 則 (令 5. 2. 14)

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

（注） 「本協会が別に定める日」は令和 5 年 10 月 1 日。

提 出 日

年 月 日

日本証券業協会

自主規制本部 エクイティ市場部 行

(代表)主幹事会員名	
担 当 部 署 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

発行者等に提供することとする需要・配分先情報に係る顧客に関する届出

銘 柄 名		
主幹事会員	代 表	
	代表以外	
引 受 会 員		
有価証券届出書提出日		
条件決定日（期間）		
払込期日、払込期間の末日、受渡期日		
引受けに係る 株券等の数量	募 集	(うちオーバーアロットメント分)
	売出し	(うちオーバーアロットメント分)
需要・配分先情報に係る顧客（配分規則第7条第1項第1号の顧客）		

【留意点】

1. ご記入いただいた個人情報につきましては、この届出に関する御連絡のために利用させていただきます。
2. 「引受けに係る株券等の数量」は、提出日現在における予定の数量を記入して下さい。
3. 「需要・配分先情報に係る顧客」は、先に日本語表記の顧客を五十音順に、次に英語表記の顧客をアルファベット順に、記入して下さい。
4. 「需要・配分先情報に係る顧客」の欄が不足する場合は、下方に欄を追加して記入して下さい。
5. 需要・配分先情報に係る顧客を適宜の様式に記載して、この様式に添付していただくことも結構です。

〇〇証券株式会社 御中

需要・配分先情報の管理に関する確約書

当社は、貴社より提供される〔案件を特定する記載〔例：当社普通株式の日本国内における公募増資〕〕に係る需要・配分先情報（日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「規則」といいます。）第5条第2項に規定する需要・配分先情報をいいます。以下同じ。）を受領するにあたり、当該需要・配分先情報が当社発行の有価証券に投資する投資家に係る未公表の機密情報であることを認識し、以下に掲げる事項を確約いたします。

なお、当社は、本件における貴社以外の引受証券会社がこの確約書の内容を確認できるようにするため、貴社がこの確約書又はその写しを利用することに同意します。

1. 当該需要・配分先情報について、厳に機密を保持し、当該需要・配分先情報を了知する必要がある最小限の範囲の当社の役員および従業員（以下「対象者」という。）以外の者に開示または漏えいしないこと
2. 当該需要・配分先情報について、対象者以外の者に開示または漏えいすることがないよう、当社において適切に管理すること
3. 当該需要・配分先情報について、これを了知する以外の目的に利用しないこと

年 月 日

会社名
代表者名

印